

第2回「京都府森林管理のあり方」検討有識者会議 結果

- 1 日 時：令和7年3月3日（月）14:30-16:30
- 2 出席者：愛甲委員、川勝委員、栗山委員、篠部委員、長島委員、三好委員、森井委員
- 3 場 所：京都府自治会館 自治会館ホール

議事(1) 第1回会議等の結果について

- ・資料1により、京都府から説明
- 意見なし

議事(2) 次期府民税の方向性について

○府民税の継続の必要性について

- ・資料2により、京都府から説明
- ＜委員からの主な意見＞

- ・ 緻密に財政需要を積み上げており、継続の根拠として評価できる。また、財源の役割分担を見直していることも、評価できる。
- ・ 府民税を活用した防災・減災対策は、既存事業では対応できないきめ細やかな対応を実施することが、本来の趣旨と認識。その趣旨から鑑みると、道路などのインフラの保全、地域住民のみが把握している箇所への対策といった住民ニーズへの対応などにも活用できるよう柔軟な運用をされたい。
- ・ 役割分担の整理の中で、府民税から他財源に移行した事業については、縮小・廃止傾向にあるのではないかと、府民の中で懸念が生じる可能性がある。財源が変わった事業についても、引き続き実施していくことを説明していく必要があると考える。
- ・ 防災対策において、森林の整備・保全による対策が、人工的な防災インフラの整備による効果を部分的にでも補完できると言えるのかどうか、検討されたい。

（関連意見）当該分野の研究において、グリーンインフラは、グレーインフラの100%の代替にはならないが、この2つを組み合わせたハイブリッドインフラにより対策を強化できると考えられている。

- ・ 国庫事業などの採択要件に乗らない手つかずの山地災害危険地区が、府民税を活用し、整備が進んだといったことはしっかりPRしていくべき。

○課税の仕組みについて

- ・資料3により、京都府から説明
- ＜委員からの主な意見＞

- ・ 神奈川県の超過課税は、水源涵養を目的としており、水道使用量と所得に相関があ

ることから、所得割を導入されたという経緯があるため、京都府とは考え方が異なる税である。森林に重点が置かれている京都府において、所得割を導入する根拠は薄いと考える。

法人に対する超過課税は、全国的にも高い負担割合となっており、さらなる負担を求めることは法人の経済活動に支障があると考え、法人から徴収を実施しない本案が適切と考える。

以上のことから、事務局案のとおり、既存の課税方式が適切と考える。

○市町村交付金の取扱い及び森林環境譲与税との役割分担について

- ・ 資料4により、京都府から説明

＜委員からの主な意見＞

- ・ 府民税の使途のうち、シンボリックな木造施設の整備は、森林資源を循環させることに加え、森林の重要性の理解にも寄与すると考える。しかし、木材利用に向けた体制整備やサプライチェーンの構築は、産業振興の趣旨が強いのではないかと。府民ニーズが多く、緑の社会資本整備を行う財源という意味では、社寺の森の整備が府民税で本来やるべきものではないかと。
- ・ 府内の森林の面積比を勘案すると、天然林も重視すべきではないかと。森林の重要性の啓発に資すると考える。
- ・ 社寺の森の整備は、府民ニーズが高く重要であるが、重要性和財源は切り離して考えてもよいのではないかと。府が財源の役割分担を考えたらよい。しかし、対外的な打ち出し方の工夫は必要。

また、木材利用への支援について、循環利用により山元に還元していくことが趣旨であるため、山とのつながりを感じられる説明を検討されたい。

- ・ 財源に限りがある中で、今までの経過を踏まえると、放置人工林対策が最も重要であると考えことから、事務局案は妥当と考える。
- ・ 循環利用は重要で、川下での需要を喚起しないと木材利用が進まず、森林整備が進まない。そのため、住宅等への支援は効果が大きいと考える。